

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

### 1 支部長あいさつ

### 2 税務署長あいさつ

### 3 県税事務所長あいさつ

### 4 税務署からの連絡事項

#### (1) 税務署に設置する「用紙コーナー」の廃止等について (総務課)

当局においては、ご承知のとおり「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、税務行政のDXに取り組んでいるところであり、e-Taxをはじめとしたオンライン手続き等の利用は確実に拡大してきております。

つきましては、税務手続等のさらなるオンライン利用に向けて、次のとおり税務署窓口における申請書等用紙提供の方法について変更することとしましたのでご理解をお願いします。

#### イ 税務署窓口における用紙提供方法の変更

税務署の窓口付近に設置している「用紙コーナー」を廃止します。

「用紙コーナー」廃止後は、納税者等所持のスマホ等による国税庁ホームページからのダウンロードを案内します。ダウンロードが困難な方

には、税務署窓口等に設置のパソコンにより国税庁ホームページから自由に用紙印刷が可能な「用紙印刷コーナー」を利用いただき、さらに困難な方には窓口において交付します。

なお、年末調整や所得税等の確定申告などの納税者の方のニーズが高い時期における主要な用紙は、一定の期間自由に取得できるよう窓口付近に備え置きます。

また、納付書は従来どおり、窓口において交付します。

ロ 実施時期

令和7年4月1日（火）から実施

ハ 会員の皆様が用紙を求める場合のお願い

会員の皆様におかれましては、ダウンロード可能な用紙は、国税庁ホームページのご利用をお願いします。

**（2）法定調書の提出に際しての給与所得の源泉徴収票の e-Tax での提出について  
（総務課）**

10月にもお伝えしましたが、関与先の従業員の方の給与所得の源泉徴収票を e-Tax により提出を行うと、従業員の方が確定申告をする際にマイナポータル連携されることとなります。

給与所得の源泉徴収票提出範囲は支払金額 500 万円を超えるもの等ですが、500 万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても e-Tax で提出を行うとマイナポータル連携されることとなります。

つきましては、関与先の従業員の方の確定申告への利便性向上の観点から、法定調書の合計表の e-Tax での提出と合わせて 500 万円以下の給与所得の源泉徴収票につきましても e-Tax での提出、または、eLTAX で各市町村へ給与支払報告書を提出する際には税務署への給与所得の源泉徴収票の同時作成及び送信をお願いします。（別添 1 参照）

**（3）令和7年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について  
（管理運営部門）**

別添 2 「令和7年中に適用される延滞税、  
利子税及び還付加算金の割合について」

**（4）所得税の確定申告書の早期提出について  
（個人課税部門）**

確定申告書の提出につきましては、例年、先生方のご協力をいただき、早期提出に努めているところであります。

先生方も十分ご承知のことと思いますが、申告書の早期提出は、納税者にとって還付金の早期受領などの利点がありますので、完成した申告書から順次送信・提出にご協力をお願いいたします。

## (5) e-Tax マイページへの「贈与税申告」情報の追加について

(資産課税部門)

昨年の11月の例会でお伝えしていましたが、今月から納税者のe-Taxマイページの「各税目に関する情報」に、「贈与税関係」を新たに追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書が参照可能となりました。

具体的な画面の表示は別添3の資料のとおりです。

なお、令和7年5月以降は、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士の皆様についても、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能となる予定です。

## (6) 贈与税e-Taxの積極的利用について

(資産課税部門)

まもなく、令和6年分の贈与税の申告が始まります。

e-Taxを利用した贈与税の申告割合については、税理士の皆様のご理解・ご尽力により年々増加しており、感謝申し上げます。

贈与税の申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が約半数を占めており、贈与税のe-Taxの利用を更に促進するためには、税理士の皆様にご利用いただくことが極めて重要と考えておりますので、引き続き、贈与税のe-Taxの積極的な利用について、ご協力いただきますようお願いいたします。(別添4参照)

また、相続税e-Taxの積極的な利用についても、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

## (7) 源泉所得税の納付等について

(法人課税部門)

1月は毎月納付に加え、納期特例適用者の納付期限となっておりますので、期限内納付について、関与先へのご指導をよろしくお願いいたします。

なお、3月初旬には、納付が確認できなかった源泉徴収義務書の方々に「納付照会のはがき」を送付予定ですので、ご承知おきください。

## 5 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

### (1) 令和7年度市(町)民税・県民税申告受付について (個人住民税)

令和7年度市(町)民税・県民税申告受付について、各市町にて受付会場を開設します。詳細につきましては、各市町の広報誌、ホームページ等をご確認ください。

なお、市(町)民税・県民税申告書は郵送でも提出できますのでご周知いただきますようお願いいたします。

#### イ 熊谷市

##### (イ) 開設期間等

期間	会場
2月7日(金)～2月18日(火)	妻沼行政センター
2月19日(水)～2月27日(木)	江南行政センター
2月25日(火)～3月14日(金)	熊谷市役所本庁舎
3月5日(水)～3月7日(金)	大里行政センター

※今年「さくらめいと」改修工事のため、「さくらめいと」会場での受付はありません。

##### (ロ) 受付時間

午前9時から午後3時

※2月18日(火)の妻沼行政センター及び2月27日(木)の江南行政センターは正午までの受付です。

休日受付は、3月2日(日)の熊谷市役所本庁舎のみです。

会場の混雑状況によっては整理券を配付し、再来場をお願いすることがあります。(事前予約優先)

#### ロ 深谷市

##### (イ) 開設期間等

期間	会場
1月20日(月)～2月13日(木)	深谷市役所本庁舎(1階東側) ※市県民税申告のみ
2月17日(月)～2月19日(水)	花園公民館
2月20日(木)～2月21日(金) 2月25日(火)～2月27日(木)	幡羅公民館
2月28日(金) 3月2日(日)～3月4日(火)	岡部公民館
3月5日(月)～3月7日(金) 3月10日(月)～3月13日(木)	南公民館
3月14日(金)、3月17日(月)	川本公民館

※会場内の混雑緩和のため、時間調整・入場制限・再来場をお願いする場合があります。

(ロ) 受付時間

A 本庁舎 午前8時30分から午後5時15分  
(木曜日は午後7時15分まで)

B 各公民館 午前9時から午前11時、午後1時から午後4時

※3月2日(日)を除いて、土・日曜日、祝日は実施しません。

ハ 寄居町

(イ) 開設期間等

期間	会場
2月17日(月)～3月17日(月)	寄居町役場本庁舎

(ロ) 受付時間

午前9時から午前11時、午後1時から午後3時30分

※3月2日(日)を除いて、土・日曜日、祝日は実施しません。

(2) 令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)の提出について  
(個人住民税)

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)の提出期限が令和7年1月31日(金)までとなっています。必要事項を記入の上、個人別明細書と合わせてご提出いただくようお願いいたします。

なお、新規事業所等におきまして必要となる場合、ご連絡いただければ送付いたします。また、ホームページからもダウンロードできます。

ご関与先の方から質問等があった場合にはご指導くださるようお願いいたします。